

令和4年度 第2回野洲市社会教育委員会議次第

日時 令和4年9月30日(金)

時間 13時30分～15時30分

場所 市役所本館2階 庁議室

1. 開 会

2. 教育長あいさつ・委嘱状交付式

3. 議 事

- (1) 委員長、副委員長の選出について
- (2) 令和4年度野洲市の教育について
- (3) 社会教育委員のありかたについて
- (4) 意見交換「野洲市の教育・生涯学習の現状と課題について」
「社会教育委員としてそれぞれができること」
「議題テーマについて」

4. その他

- (1) 【報告】令和4年度滋賀県社会教育委員連絡協議会について
- (2) 【報告】令和4年度近畿地区社会教育研究大会（奈良大会について）
- (3) 令和5年度近畿地区社会教育研究大会（滋賀大会について）
- (4) 先進事例見学研修について

5. 閉 会

野洲市社会教育委員名簿

(任期：令和4年8月1日から令和6年7月31日)

区分	氏名	役職
1号委員 (学校教育の関係者)	中出 雅仁	北野小学校長
	光永 智	中主中学校長
2号委員 (社会教育の関係者)	駒井 朔男	社会教育関係者
	福森 恵子	社会教育関係者
	木村 恵理	社会福祉協議会
	鷲田 新介	社会教育関係者
3号委員 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	西川 典子	社会教育関係者
4号委員 (学識経験者)	高木 和久	文部科学省CSマイスター
	小澤 郁乃	元野洲市教育委員

○野洲市社会教育委員条例

平成16年10月1日
条例第89号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○野洲市社会教育委員会議規則

平成16年10月1日
教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 野洲市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)に関しては、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(開催)

第4条 会議は、必要に応じ隨時開催する。

(議決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席等)

第6条 委員長は、議案その他に関し必要あるときは、教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

第7条 教育委員会事務局職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

行動できる社会教育委員をめざして（案）

野洲市社会教育委員会

1. 社会教育委員の職務

【社会教育法】

(1) 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の仕事を行います。

① 社会教育（生涯学習）に関するいろいろな計画を立案します。

*委員は、それぞれの生涯学習や福祉組織のリーダーでもあるので、まずは、今日の激変する社会状況に応じた所属組織の改革、改善を視野に企画・立案を。

② 会議を開き、教育委員会の諮間に応じ、これに対して意見を言います。

*野洲市の生涯学習推進計画は、「**次代の地域の担い手の育成**」です。様々な立場で調査・研究し、「**自分に何が出来るのか**」を踏まえた上で、積極的な意見を出しましょう。

「次代の地域の担い手の育成」には、次年度からコミュニティスクールと地域学校協働活動（別添）が重ねて始動します。

③ 前の2つの職務のために**必要な研究調査**を行います。

(2) 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができます。

(3) 市町村の社会教育委員は、市町村の教育委員会から委嘱された青少年教育に関することについて、社会教育関係団体・社会教育指導者その他関係者に対し、助言や指導をすることができます。

2. 行動できる社会教育委員を目指して

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聞きたいものについては、社会教育委員の会議に対して教育委員会が「諮問」を行います。それに対して、社会教育委員の会議が開かれ、多様な専門性を有する委員の意見を集約する形でまとめ、「答申」という形で意見を述べます。

***教育委員会で出された生涯学習事案**については、社会教育委員会で報告を。(教育行政のシステム化)

【例】

① 町における図書館機能のあり方

② 公民館の整理・統合と公民館（分館）活動のあり方

③ 家庭や地域の教育力の向上と学校との連携

④ 社会教育施設の現状と課題

*激しく変化する現代社会の中で、教育の抱える課題や問題は複雑多岐に渡っており、その解決のために、社会教育委員は教育委員会からの諮問がなくても、自発的に建議や意見書といった形で意見を述べることが大切です。

また、答申、建議、意見書等の方法とは別に、教育委員会の会議に出席して生涯学習に関して意見を述べることもできます。

***学校を支援・協働する地域社会を作るために人材発掘のアイデアを出す**とか、**家庭教育支援のための学習機会の充実に向けて意見を出す**とか、地域社会の課題や問題の解決のために、社会教育委員として力を発揮できる場面はたくさんあります。委員の方々がそうした場面で力を発揮することが生涯学習の活性化にも繋がります。

*社会教育委員は「非常勤の地方公務員」で、社会教育委員制度は住民参画型の行政の仕組みを端的

に表している制度です。委員は地域住民と行政の間にいる立場で、「住民の声を行政に反映するという大切な役割を担っている」という自覚や責任感を持って仕事をすることが大切です。

また、社会教育委員は独任制（一人一人が独立した立場で職務を行うことができるということ）で、個人として研究調査を行ったり、教育委員会で意見を述べたりすることができます。社会教育との関わりをとおして自分の住んでいる地域をよくしたいという思いを全委員が共有すれば、社会教育委員の活動は実り多いものになります。

* また、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の割合が最も低くなっています。平成 13 年の社会教育法の改正で、市町村の教育委員会の事務として、新たに家庭教育に関する事務が追加されました。

生涯学習が学校教育、家庭教育との三者の連携・協力の中心となっていかなければならないことから考えて、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の割合もより高くなることが望まれます。

* 市町村の社会教育委員は、青少年教育に関する特定事項について市町村教育委員会から委嘱された時、社会教育関係団体や社会教育指導者その他関係者に対して助言・指導をすることができます（社会教育委員の指導的機能）。具体的には、青少年の活動グループの育成、青少年への指導法の研修、青少年の体験活動指導などが挙げられます。

例えば、地域学校協働活動の地域コーディネーターとして、地域の実情や地域住民をよく知っている社会教育委員が務めることで、学校と学習支援ボランティアをスムーズに繋ぐことができるでしょう。また、地域と学校をコーディネートしながら、自ら青少年に対して直接指導に当たることも可能です。

社会教育法

第 17 条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

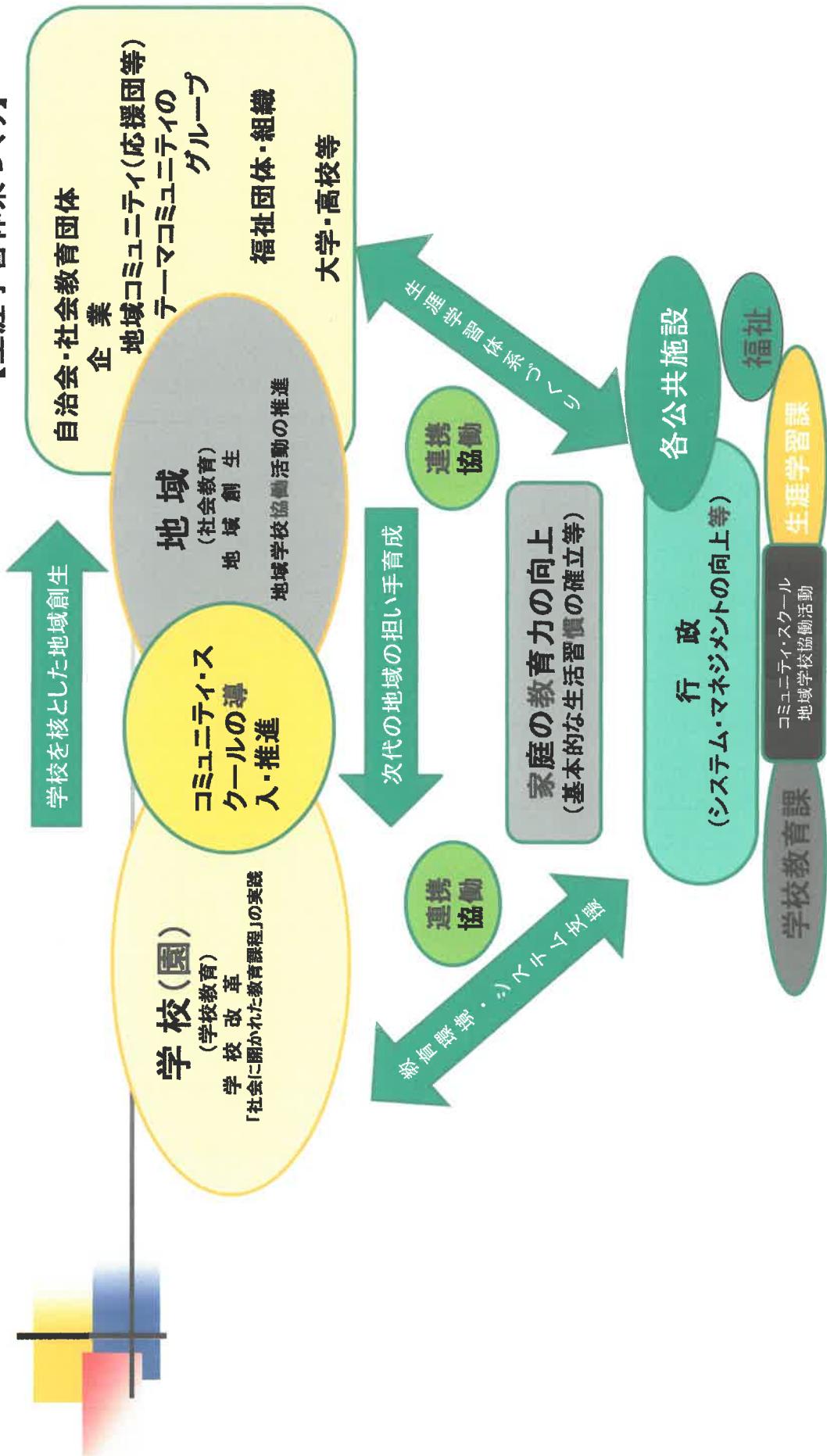
- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができます。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、

社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

* これから生涯学習や、まちづくりの推進には、専門的な生涯学習理論やコーディネート力（コミュニケーションスキル含む）が絶対的に必要だと言われています。

・継続的に専門的な理論を構築するためには、社会教育主事や社会教育士の資格の取得も視野に入れることが必要かもしれません。

●「学びの循環社会の形成」と今日的な子どもの教育課題を補完し合う体制づくり
【生涯学習体系づくり】



「地域コミュニティ」と「テクノロジーコミュニティ」

■ コミュニティの分類

